

## インド商標登録局が聴聞をビデオ会議で実施する旨を通達

2020年8月28日  
JETRO ニューデリー

2020年8月26日、インド商標登録局 (TRADE MARKS REGISTRY)は、Covid-19の状況に鑑み、2017年インド商標法規則に基づく聴聞をビデオ会議を介して実施すると通達した<sup>1</sup>。

ただし、聴聞は、出願人又は代理人がビデオ会議を介した聴聞への参加に同意した場合にのみ実施される。聴聞を希望する出願人又は代理人は、指定されたメールアドレス宛に聴聞への出席に同意したメールを2020年9月5日までに送信することが必要である。なお、聴聞の実施に同意しない場合、物理的に対面しての聴聞が可能になるまで、聴聞の予定は停止される。

聴聞の実施を希望する関係者におかれでは、現地代理人等を通じ、上記期限を超過しないよう手続きを行うことに留意されたい。

以上

---

<sup>1</sup> [http://www.ipindia.nic.in/writereaddata/Portal/News/707\\_1\\_Public\\_Note\\_TLA.pdf](http://www.ipindia.nic.in/writereaddata/Portal/News/707_1_Public_Note_TLA.pdf)